

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第3課

1. 案件名（国名）

国名：スリランカ民主社会主義共和国

案件名：貧困農民支援（2KR）

The Food Security Project for Underprivileged Farmers

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの開発実績（現状）と課題

スリランカでは、総人口の80%が農村部に住み、対GDP農業部門の割合は12%であり、人口の34%が農業に直接関わって生計を立てるなど、農業セクターの重要性は高い。また、農村部人口の25%～30%は貧困ライン以下の生活を余儀なくされている。

スリランカでは、主要作物でありながら自給率が50%未満のトウモロコシ、マメ類等の生産性の向上が特に重要である。また、小麦はほぼ全量を輸入に依存し外貨流出にもつながっているため、スリランカ政府は小麦の価格を上げることでその消費を減らすとともに、近年概ね自給を達成しているコメの消費を促進する政策方針を採っている。人口増加を受けて、今後さらにコメの需要が高まると見込まれており、さらなるコメの生産性の向上が必要とされている。

スリランカでは2009年に武力紛争が終結し、北部、東部では国内避難民の帰還が進められている。帰還民の多くは農業を営んでいるが、長い紛争のために放棄されていた土地も多く、整地作業の遅れにより、実際に耕作可能な土地は現在も限られている。こうした事情から、北部、東部では農業機械のニーズが高く、スリランカ政府も同地域における農業再開に向けての支援を優先課題としている。

(2) 当該国における農業セクターの開発政策と本事業の位置づけ

2005年に発表された「Mahinda Chintana (2006-2016)」(大統領のビジョン)及び2010年の新版「Mahinda Chintana」(2010-2016)において、農業は地方農村部の経済成長と貧困削減に貢献する重要セクターと位置付けられている。農業省では、2007年に貧困農民により栽培されている数種の作物の生産向上をはかる「Api Wawamu - Rata Nagamu」プログラムを策定し、貧困農民の生計向上を目指している。

(3) 農業セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

本分野に係る支援は、国別援助計画のうち、「中・長期開発ビジョンに沿った援助計画」の「(c) 貧困対策に対する支援」に合致している。事業展開計画の援助重点分野「貧困対策支援」の、開発課題「農漁村・地方開発」の中に位置づけられる。

我が国は、これまでも食用作物生産の向上のために、灌漑インフラの整備の他、貧困農民支援による農業機械や肥料の調達、国別研修等による野菜採種にかかる人材育成等を行ってきたが、特に北・東部において、2009年までの紛争で耕作放棄された耕地の再開墾、帰還民の農業再開に向けて、さらなる支援が望まれている。

(4) 他の援助機関の対応

他の援助機関の支援は、現在北部の復興に集中しており、世界銀行、国際連合食糧農業機関、国連世界食糧計画、国際農業開発基金などの各機関が農民支援関連の事業を展開

している。また、インド政府や赤十字国際委員会(ICRC)、Sewa Lanka Foundation といった NGO が北部復興支援向けに農業機械を供与している。

3. 事業概要

(1) 事業の目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、スリランカが農業機械を調達するための資金を供与することにより、貧困農民による主要食用作物（コメ・トウモロコシ・マメ類）の生産性向上に寄与する。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

全国、特に紛争影響地域である北部州、東部州

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容

ロータリー付歩行用トラクター 805 台、乗用（4 輪）トラクター 41 台

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

調達監理

(4) 総事業費/概算協力額

総額 3.6 億円（日本側）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

平成 22 年 11 月～平成 24 年 3 月（協力準備調査開始から検収・引渡しまで）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

農業省農業局

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 C

② 影響と回避・軽減策 特になし

2) 貧困削減促進

貧困農民の生計向上が見込まれる。

3) ジェンダー

特になし

(8) 他援助機関等との連携・役割分担

インド政府や NGO も北部復興支援向けに農業機械を供与しているところ、特に北部については、配布先が重複しないように調整する。

(9) その他特記事項

調達された農業機械は、農民サービス局から傘下の農業サービスセンター（ASC）を通じて農民組織へ販売もしくはリースされる、または農業開発局から傘下の国営種子生産農場へ無償で配布される。

4. 外部条件・リスクコントロール

特になし

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

「貧困農民支援」(2007年度)の評価結果から、農業機械のスペアパーツをタイムリーに入手することができないといった課題があるところ、実施機関がスペアパーツの在庫状況を適切に管理し、必要に応じ代理店に追加発注をできる体制を構築する必要がある。本事業の実施促進段階においては、日本側より協議会(コミッティ)を通じ実施工程を確認することで、効果の発現を確保する。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

2005年に発表された「Mahinda Chintana (2006-2016)」及び2010年の新版「Mahinda Chintana (2010-2016)」において、農業は地方農村部の経済成長と貧困削減に貢献する重要セクターと位置付けられている。本協力は、同政策の目指す貧困削減、貧困農民の生活向上に資するものである。

(2) 有効性

本件により農業機械が調達・配布されることで、以下の効果が見込まれる。

1) 定量的効果

- ① 圃場の耕起に要する単位面積当たりの作業時間が短縮される。
- ② 耕地面積が拡大する。
- ③ 対象作物(コメ、トウモロコシ、マメ類)の生産量が増加する。
- ④ 国営種子生産農場の生産性が向上し、改良種子の普及が推進される。
- ⑤ 適切な収穫期に農業機械を用いることにより、収穫ロスの低減に寄与することが期待される。

2) 定性的効果

- ① 圃場の耕起から収穫までの作業に従事している女性の労働負荷が軽減し、家事や他の現金収入活動等に従事する時間を確保することが可能になる。
- ② 安価で良質な種子の普及によって農業生産性が向上する。

以 上